

専門講座

名義預金や 直前に引き出された現金の 相続財産性等

- ◆ 相続財産としての預貯金等の帰属
- ◆ 相続開始前に引き出された現金の相続財産性
- ◆ みなし贈与課税における経済的利益(夫婦間の資金移動)
- ◆ 相続税の債務控除

家族名義預金(特に配偶者名義預金)や相続開始前に引き出された現金の相続財産性、相続税の債務控除等、相続税の申告に当たって判断に迷うことはありませんでしょうか?

本セミナーでは、辻・本郷 税理士法人の税務調査に多く携わる国税局出身の講師が、現職時代の経験や事例を交えて注意すべき論点を解説します。

2023年

視聴可能期間

2月16日(木) 11:30~2月22日(水) 17:00

※講演時間は約60分となります。

お申し込み期限

2月14日(火) 17:00

参加費

5,000円(税込)

講師



辻・本郷 税理士法人 顧問 税理士 新井 宏 (あらいひろし)

長野県生まれ。法務局訟務官、国税不服審判所副審判官、国税庁税務相談官、国税局審理課長、資産課税課長、税務相談室長等の勤務を経て、税務署長を最後に退職し、税理士事務所開設。退職後は、行政不服不服審査会委員、関東信越税理士会審理室副主管の職をはじめ、辻・本郷 税理士法人のほか会計事務所や地域金融機関の顧問を務める傍ら、執筆及び講演活動にも力を注ぐ。著書:「税務の専門家も参考にする相続税質疑応答集」(法令出版)ほか

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230216

